

5. 施設計画の検討

5-1. 施設計画

5-1-1. 敷地の状況

新斎苑の建設予定地については、昭和50年に都市計画決定した現斎苑の敷地の中で、既存施設の機能を維持しつつ建替えを進めるものとする。

現在地の状況は、滝川市街の北東方向、滝の川墓地に隣接し、南に面して市道東四丁目線が東西に通っており、地形は平坦である。

5-1-2. 敷地概要

所在地：滝川市北滝の川2026-2、2028

敷地面積：10,749 m² (1.1ha)

都市計画：都市計画区域

用途地域：用途地域の指定のない区域

前面道路：市道東四丁目線

図5-1. 建設予定地位置



図5-2. 建設予定地配置図



5-1-3. 関係法令

火葬場を建設する場合、都市計画法に基づき位置等を決定する必要がある。また、建築基準法では、都市計画区域内において火葬場を建設する場合は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないとなっている。

都市計画法

(都市施設)

第十一条

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

(省略)

七 市場、と畜場又は火葬場

(省略)

2 都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとするとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

建築基準法

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

現斎苑の都市計画決定は昭和50年9月20日付で決定されており、現在の地番は、北滝の川2026-2、2028となっている。

今回の改築における配置計画では、現在の都市計画決定の範囲内で行うこととなるため、都市計画決定の変更は不要となる。

また、消防法上、当施設は法施行令別表第一15項の扱いを受けるものと想定されるが、所轄部署との協議、確認により、必要な設備を計画する必要がある。

消防法

第四章 消防の設備等

第十七条

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。

消防法施行令

(防火対象物の指定)

第六条

法第十七条第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一に掲げる防火対象物とする。

別表第一

(省略)

(十五) 前各項に該当しない事業場

(省略)

5-2. 運営計画

現斎苑運営は火葬炉4基に対して管理者1名体制で行っており、新斎苑の火葬炉数も現状と同規模の4基となるが、施設全体の規模が倍以上の面積となり、各部門間の動線も長くなるため、火葬炉運転作業と待合会葬者対応が両立できなくなる可能性がある。

従って、運営体制については現在の1名での運営から、2名以上での運営体制をとる必要があると考える。

表5-1. 運営計画条件

条 件	内 容
火葬炉数	4 基
同時開始炉数	2 基 (炉前ホール室数による)
運転時間	11:00~15:45 (通常業務 (~6件))
	11:00~16:15 (繁忙時 (~8件))
開始時刻	00分または30分
火葬時間	1 時間 4 5 分 (告別→火葬→冷却→収骨)
運転間隔	1 時間以上

表5-2. 運転スケジュール (案)

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
1号炉			告別	火葬・冷却	収骨	告別	火葬・冷却	収骨	
2号炉			告別	火葬・冷却	収骨				
3号炉			告別	火葬・冷却	収骨	告別	火葬・冷却	収骨	
4号炉			告別	火葬・冷却	収骨				

運転間隔 ≤ 1時間

5-3. 施設計画の基本方針

5-3-1. 施設計画の背景と目的

滝の川斎苑は、昭和51年6月より滝川市、新十津川町、雨竜町の1市2町の共同利用として火葬炉3基で供用を開始した。

その後、昭和56年に火葬炉1基を増設し、また昭和57年には待合室2室を増築し、更に平成16年7月には赤平市が共同利用に参入する等、地域における火葬、収骨などの機能・役割を担う重要な施設である。

しかし、建設から40年近くが経過し、建物の老朽化や施設内の狭隘がみられている。また、主なプラント設備である火葬炉についても、平成9年度から平成12年度にかけて改修工事を実施したが、炉自体が断熱性に劣る旧式の構造であるため、今後は骨灰と燃焼時の雑灰の集約や、ダイオキシン類の除去の徹底など、環境面に優れた仕様に変更することが望まれる。

「滝の川斎苑改築基本計画」は、上述した問題に加えて、将来人口及び死亡者数の推計等の長期的な展望を踏まえ、建替えについての計画案を策定し、今後推進していく基本設計、実施設計、建設工事等の基本指針とすることを目的とする。

5-3-2. 施設計画のコンセプト

中空知地方は北海道のほぼ中央部に位置し、東に丸加高原、イルムケツ山を、西に暑寒別岳、ピンネシリを望み、南北方向に石狩川が流れ、東から空知川が合流する、水と緑双方に恵まれた田園地域となっている。

気候は内陸性気候で、夏の気温は30℃以上、冬の気温は-20℃以下と年間の気温差が激しく、積雪量も多いため、特別豪雪地帯の指定を受けている。

斎苑は、平坦で抜けの良い眺望を望める敷地の中で、風雪の厳しさに耐えながら、たくましい開拓精神を持ってどっしり根をおろした安定感を持ちつつも、外部の景色を取り入れながら移ろいゆく四季を感じることもできる、明るく開放的な空間をもつ新斎苑とする。

また、人生の終焉を飾る厳かで品格のある施設とするため、単純に豪華さを競うようなデザインではなく、質素でありながらも上質な意匠となるようにする。

施設内部各室の配置、構成についても、別れの間として、会葬者が安らかな心で故人を見送ることのできるよう計画するとともに、葬送の流れに沿った動線計画とし、ユニバーサルデザインに基づき、運営者も含めた誰もが利用しやすくプライバシーの保護にも配慮した施設とする。

5-4. 環境基準に対する考え方

火葬場では、環境汚染防止に係る固有の法的規制が無い場合、関係諸法令において類似用途施設の各基準値を参考とし、当斎場における適切な環境基準の目標を設定することとするが、最終的な基準値等については、今後詳細な検討を行い、火葬炉選定までに最終決定するものとする。

5-4-1. 大気汚染防止法における基準値（参考）

火葬炉は規制を受ける排出施設ではないが、類似用途として「廃棄物焼却炉（連続炉以外）」の基準を参考に環境基準を設定する。

表5-3. 大気汚染防止法における基準値（参考）

項目	基準値
硫黄酸化物 H_e : 法施行規則に規定する方法により補正された排出口の高さ (m)	$17.5 \times 10^{-3} \times H_e^2$ [m ³ N/h] 以下
ばいじん	
焼却炉の処理能力 : 4 [t/h] 以上	0.04 [g/m ³ N] 以下
焼却炉の処理能力 : 2~4 [t/h] 未満	0.08 [g/m ³ N] 以下
焼却炉の処理能力 : 2 [t/h] 未満	0.15 [g/m ³ N] 以下
塩化水素	700 [mg/m ³ N] 以下
窒素酸化物	
施設規模 : 4 [万m ³ N/h] 以上	250 [ppm] 以下

※ 残存酸素濃度 12[%] 換算値

5-4-2. 悪臭防止法における基準値（参考）

当計画地は悪臭防止法の規制区域外であるが、他物件の例を参考にA区域（主に住居の用に供されている地域）としての基準を参考に環境基準を設定する。

表5-4. 悪臭防止法における基準値（参考）

特定悪臭物質名	規制基準の設定		環境基準
	第1号規制	第2号規制	
アンモニア	○	○	1 [ppm] 以下
メチルメルカプタン	○		0.002 [ppm] 以下
硫化水素	○	○	0.02 [ppm] 以下
硫化メチル	○		0.01 [ppm] 以下
二硫化メチル	○		0.009 [ppm] 以下
トリメチルアミン	○	○	0.005 [ppm] 以下
アセトアルデヒド	○		0.05 [ppm] 以下
プロピオンアルデヒド	○	○	0.05 [ppm] 以下
ノルマルブチルアルデヒド	○	○	0.009 [ppm] 以下
イソブチルアルデヒド	○	○	0.02 [ppm] 以下
ノルマルバレルアルデヒド	○	○	0.009 [ppm] 以下
イソバレルアルデヒド	○	○	0.003 [ppm] 以下
イソブタノール	○	○	0.9 [ppm] 以下
酢酸エチル	○	○	3 [ppm] 以下
メチルイソブチルケトン	○	○	1 [ppm] 以下
トルエン	○	○	10 [ppm] 以下
スチレン	○		0.4 [ppm] 以下
キシレン	○	○	1 [ppm] 以下
プロピオン酸	○		0.03 [ppm] 以下
ノルマル酪酸	○		0.001 [ppm] 以下
イソマル吉草酸	○		0.0009 [ppm] 以下
イソ吉草酸	○		0.001 [ppm] 以下

※ 第1号規制：事業場の敷地境界線の地表における規制

※ 第2号規制：事業場の煙突その他の気体排出口における規制

5-4-3. 騒音規制法・振動規制法における基準値（参考）

当計画地は騒音規制法、振動規制法の規制区域外であるが、規制の対象となる特定施設（原動機の定格出力が7.5kW以上の空気圧縮機及び送風機）としての基準を参考に環境基準を設定する。

表5-5. 騒音規制法における基準値（参考）

時間・区域の区分	朝（6:00～8:00）	昼間（8:00～19:00）	夜間（22:00～6:00）
	夕（19:00～22:00）		
第1種区域	40 [dB] 以下	45 [dB] 以下	40 [dB] 以下
第2種区域	45 [dB] 以下	55 [dB] 以下	40 [dB] 以下
第3種区域	55 [dB] 以下	65 [dB] 以下	50 [dB] 以下
第4種区域	65 [dB] 以下	70 [dB] 以下	60 [dB] 以下

- ※ 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ※ 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ※ 第3種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- ※ 第4種区域：主に工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

表5-6. 振動規制法における基準値（参考）

時間・区域の区分	昼間（8:00～19:00）	夜間（19:00～8:00）
	第1種区域	60 [dB] 以下
第2種区域	65 [dB] 以下	60 [dB] 以下

- ※ 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ※ 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
主に工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

5-4-4. 水質汚濁防止法・浄化槽法における基準値（参考）

火葬場は、火葬炉設備自体に水を使用せず、排水は雨水排水、トイレ等の排水が主で、水質汚濁防止法に基づく特定施設ではないため、排出基準が無いが、参考として、特定施設の一律排水基準としての生活環境項目に係る排水基準を記載する。

表5-7. 水質汚濁防止法における基準値（参考）

項目	基準値
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	5.8~8.6
生物学的酸素要求量 (BOD)	160 [mg/L] 以下 (日間平均 120 [mg/L] 以下)
化学的酸素要求量 (COD)	160 [mg/L] 以下 (日間平均 120 [mg/L] 以下)
浮遊物質 (SS)	200 [mg/L] 以下 (日間平均 150 [mg/L] 以下)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量 5 [mg/L] 以下 動植物油脂類含有量 30 [mg/L] 以下
フェノール類含有量	5 [mg/L] 以下
銅含有量	3 [mg/L] 以下
亜鉛含有量	2 [mg/L] 以下
溶解性鉄含有量	10 [mg/L] 以下
溶解性マンガン含有量	10 [mg/L] 以下
クロム含有量	2 [mg/L] 以下
大腸菌群類	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下
窒素含有量	120 [mg/L] 以下 (日間平均 60 [mg/L] 以下)
磷含有量	16 [mg/L] 以下 (日間平均 8 [mg/L] 以下)

また、新斎苑においては、トイレ等の排水用に浄化槽を設置することとなり、浄化槽法の規制を受けることとなるため、浄化槽法の規定に基づく放流水の水質の技術上の基準を確保できる性能とする。

表5-8. 浄化槽法における基準値

処理対象人員	生物化学的酸素要求量の除去率	生物化学的酸素要求量（BOD）
すべて	90 [%]以上	20 [mg/L]以下

5-4-5. ダイオキシン類における指針値

平成12年3月に厚生労働省から「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」が通知されたため、当指針の規定による指針値を基に環境基準を設定する。

表5-9. 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針における指針値

項目	指針値
排ガス中のダイオキシン類濃度	1 [ng-TEQ/m ³ N]以下